

一般社団法人宮崎青年会議所

2023年度職務分掌

副理事長

- 一. 必要に応じてグループ会議を主催すること
- 一. 担当グループ会議へ必要に応じて参加すること(グループ会議の主催者は担当常任理事)
- 一. 担当委員会が持つ渉外事業へ必ず参加すること
- 一. 担当常任理事、委員長に運営方法や事業実施にあたっての助言をすること
- 一. その他、会則にある副理事長処務について完遂すること
- 一. 副理事長は、理事長の宛職等への補助出席を担うこと

専務理事

- 一. 本会会員の安否及び環境(社業等)を随時、把握しておくこと
- 一. LOM会計の適切な運用に努め、その責任を負うこと
- 一. 理事長を補佐し、副理事長と連携し、LOM運営をおこなうこと
- 一. その他、会則にある専務処務について完遂すること

常任理事

- 一. 担当グループ会議を主催すること
- 一. 担当委員会へ必要に応じて出席すること
- 一. 担当委員会が持つ渉外事業へ必ず参加すること
- 一. JCI日本が主催する各種会議に参加すること
- 一. 積極的に出向し、自己啓発に努めること
- 一. 担当の委員長へ委員会運営方法、事業実施にあたっての助言、フォローを行うこと
- 一. 例会後の懇親会において、その時々の懇親会の目的達成、会員の参加意欲向上に担当の委員会と連携して取り組むこと
- 一. 常任理事サマリーを作成し、JCI宮崎が取り組む事業の方向性を委員長へ示すこと

議長・委員長・局長

- 一. 三役会議を必要に応じて実施すること
- 一. 会議体・委員会・局の先頭に立ち、様々な機会以自己啓発に取り組むこと
- 一. 基本方針、年間事業フレームを作成し、それに沿って活動を行うこと
- 一. JCI宮崎の理事役員であることを自覚し、会議体・委員会・局で出た意見を集約し、理事会に出席すること
- 一. 事業実施の責任者となり、議案の上程、実施、報告を行うこと
- 一. 会議体・委員会・局メンバーの安否及び環境(社業等)を把握し、会員の自己啓発の機会の提供と参画意識向上へのフォローを行うこと
- 一. 渉外事業の年間計画を鑑みて、会議体・委員会・局から全ての渉外事業に出席者が出るよう調整を図ること
- 一. 会議体・委員会・局に配属されている卒業生への配慮対応を行うこと
- 一. 同グループの事業へは、会議体・委員会・局メンバーを束ねて協力すること
- 一. 担当常任理事と積極的にコミュニケーションを図り、必要な報告、連絡、相談をおこなうこと
- 一. その他、会則にある委員長処務について完遂すること

副議長・副委員長、次長

- 一. 議長・委員長・局長不在の場合、代理として議長・委員長・局長の役割を全うすること
- 一. 三役会議をその都度開催すること
- 一. 事業実施の副責任者となり、議案の作成を行うこと
- 一. 会議体・委員会・局メンバーの安否及び環境(社業等)を把握し、会員の自己啓発の機会の提供と参画意識向上へのフォローを行うこと
- 一. 渉外事業の年間計画を鑑みて、委員会・局から全ての渉外事業に出席者が出るよう調整を図ること

運営幹事

- 一. 議長・委員長・局長を補佐し、各グループと連携しながら委員会、事業の目的達成と出席率向上に努めること
- 一. 委員会内のとりまとめおよび渉外事業のとりまとめをおこなうこと
- 一. 委員会の議事録を作成すること
- 一. 委員会に配属されている卒業生への配慮対応を行うこと
- 一. 委員会を月一度開催すること(但し、委員が揃わない場合は、回数に限りはない)
- 一. 担当委員会の事業における広報活動を広報担当委員会と協力し、担う。
- 一. 委員会の出向者および部会・同好会所属メンバーの支援を行うこと
- 一. 同グループの事業へは、委員会メンバーを束ねて協力すること

監事

- 一. 予算を伴うLOM事業に必ず参加すること
- 一. 監事会にて、決算及び事業報告について監査し、助言をおこなうこと

出向役員

- 一. 出向役員予定者は、理事会審議をもって出向役員とする
- 一. 出向担当役員は常任理事会に参加すること
- 一. 出向担当役員は理事会に参加すること
- 一. 出向担当役員は出向に関する事項においてアドバイスを行う義務を負う